

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月15日
【届出者の氏名又は名称】	T C S アライアンス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
【電話番号】	03-3245-2411
【事務連絡者氏名】	取締役 岡本 哲夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	T C S アライアンス株式会社 (東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、T C S アライアンス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社セコニックをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社セコニック

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、T C Sホールディングス株式会社(以下「T C Sホールディングス」といい、公開買付者及びT C Sホールディングスを総称して、以下「公開買付者ら」といいます。)がその発行済株式の全てを所有するT C Sホールディングスの完全子会社であり、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として2021年9月16日に設立された株式会社です。本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりませんが、公開買付者の完全親会社であり対象者の第2位の株主であるT C Sホールディングスは、対象者株式300,000株(所有割合(注1):17.97%)を直接所有し、また、T C Sホールディングスの親会社、兄弟会社及び子会社(以下、対象者株式を所有するT C Sホールディングスの親会社、兄弟会社及び子会社を総称して「T C Sグループ会社」といい、公開買付者ら及びT C Sグループ会社を含むT C Sホールディングスが資本関係を有する全ての会社で構成される企業集団を以下「T C Sグループ」といいます。)を通じて対象者株式65,800株(所有割合:3.94%)を間接的に所有しており、合わせて対象者株式365,800株(所有割合:21.91%)を所有することにより、対象者を持分法適用関連会社としています。また、T C Sグループが発行済株式総数の39.7%を所有するT C Sホールディングスの持分法適用関連会社であり、また、対象者の筆頭株主でありその他の関係会社であるM U T O Hホールディングス株式会社(以下「M U T O Hホールディングス」といいます。)は対象者株式を330,000株(所有割合:19.77%)所有し対象者を持分法適用関連会社としています。

なお、T C Sグループによる対象者株式の所有状況並びにT C Sホールディングスとの資本関係及び対象者との属性は、以下の表(以下「本資本関係表」といいます。)に記載の通りです。

株主	T C S ホールディングスとの資本関係及び対象者との属性	所有株式数 (株)	所有割合 (%)
公開買付者	T C S ホールディングスの完全子会社	0	0.00
M U T O Hホールディングス株式会社	T C S グループが発行済株式総数の39.7%を所有する持分法適用関連会社 対象者のその他の関係会社 対象者の筆頭株主	330,000	19.77
T C S ホールディングス株式会社	公開買付者の完全親会社 対象者のその他の関係会社 対象者の第2位の株主	300,000	17.97
東京コンピュータサービス株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	17,900	1.07
コンピュータロン株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	7,100	0.43
金融システムソリューションズ株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	5,000	0.30
インターネットウェア株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	4,800	0.29
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	T C S ホールディングスの兄弟会社	4,100	0.25
コムシス株式会社	T C S ホールディングスが発行済株式総数(ただし自己株式数を除きます。)の75%を所有する連結子会社	4,000	0.24
サイプレス・ソリューションズ株式会社	T C S ホールディングスが発行済株式総数(ただし自己株式数を除きます。)の39%を所有する連結子会社	2,900	0.17
アンドール株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	2,700	0.16
T C S ビジネスアソシエ株式会社	T C S ホールディングスの兄弟会社	2,400	0.14
ユニシステム株式会社	T C S ホールディングスが発行済株式総数(ただし自己株式数を除きます。)の88%を所有する連結子会社	2,400	0.14
株式会社明成商会	T C S ホールディングスが発行済株式総数の97%を所有する連結子会社	2,200	0.13
株式会社テクノ・セブン	T C S ホールディングスの完全子会社	1,800	0.11
豊栄実業株式会社	T C S ホールディングスの発行済株式総数の41.13%を所有する親会社	1,600	0.10
シグマトロン株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	1,600	0.10
ハイテクシステム株式会社	T C S ホールディングスの兄弟会社	1,500	0.09
北部通信工業株式会社	T C S ホールディングスの完全子会社	1,400	0.08
株式会社アイレックス	T C S ホールディングスの完全子会社	1,400	0.08
明治機械株式会社	T C S グループが発行済株式総数の33.37%を所有する持分法適用関連会社	1,000	0.06
合 計		695,800	41.68

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2021年11月12日に提出した第87期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2021年9月30日現在の発行済株式総数(1,880,000株)から、対象者が2021年11月12日に公表した「2022年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(210,766株)を控除した株式数(1,669,234株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、2021年11月12日開催の取締役会において、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び対象者の筆頭株主でありその他の関係会社であるMUTOHホールディングス(所有株式数：330,000株、所有割合：19.77%)が所有する本不応募合意株式(以下に定義します。以下同じとします。)を除きます。)を取得し、対象者の株主をTCSグループのみとして対象者株式を非公開化させるとともに、TCSグループ会社による対象者株式の所有を公開買付者に集約させ、TCSグループ全体としてのガバナンス強化を図るための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。また、MUTOHホールディングスは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、TCSホールディングスと共に対象者との間で業務提携に関してそれぞれ基本合意しており、当該業務提携に基づき、本取引後も本不応募合意株式を継続所有する方針です(注2)。なお、本公開買付けをTCSホールディングスでなくTCSホールディングスが新たに設立した公開買付者が実施するのは、本取引の実施後、対象者とTCSグループに属する企業との一体運営による経営体制強化及び新たなビジネス機会の創出の施策を機動的に推進するためには、公開買付者が中間持株会社として対象者株式を所有するほうが適切と判断したためです。

(注2) ただし、本公開買付け後に、MUTOHホールディングスの所有する対象者株式の数(330,000株)と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとすることが困難な状況の場合には、公開買付者のみとします。そのような場合には、公開買付者のみが対象者の株主となり、MUTOHホールディングスは対象者の株主として残留しないことについて、公開買付者は本不応募契約(以下に定義します。)においてMUTOHホールディングスとの間で合意しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2021年11月12日付で、対象者の筆頭株主でありその他の関係会社であるMUTOHホールディングスとの間で、MUTOHホールディングスが所有する対象者株式330,000株(所有割合：19.77%、以下「本不応募合意株式」といいます。)の全てについて本公開買付けに応募しない旨の契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結しており、本不応募契約の内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

一方、公開買付者は、2021年11月12日付で、公開買付者の完全親会社であり対象者の第2位の株主及びその他の関係会社であるTCSホールディングスとの間で、TCSホールディングスが所有する対象者株式300,000株(所有割合：17.97%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

なお、本書提出日現在において、公開買付者は、本資本関係表に記載のTCSグループの各社(ただし、公開買付者、MUTOHホールディングス及びTCSホールディングスを除き、以下「本応募要請予定先」といいます。)との間で、それぞれが所有する対象者株式(所有株式数の合計：65,800株、所有割合の合計：3.94%)について、本公開買付けへの応募に関する事前の要請や合意は行っておりませんが、本公開買付けの公表後、本応募要請予定先に對して、それぞれが所有する対象者株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式を非公開化させ対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとする(上記(注2)をご参照ください。)ことを目的としているため、買付予定数の下限を782,900株(所有割合:46.90%)としており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、上記と同様の理由により、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(782,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(782,900株)は、対象者第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の発行済株式総数(1,880,000株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(210,766株)を控除した株式数(1,669,234株)に、3分の2を乗じた株式数の1単元(100株)未満に係る数を切り上げた株式数(1,112,900株)から、本不応募合意株式(330,000株)を控除した株式数(782,900株)に設定しております。これにより、本公開買付け後において公開買付者が所有することとなる対象者株式及び本不応募契約にて本臨時株主総会(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義されます。以下同じです。)において株式併合に係る議案及びこれに関連する議案に賛成することに同意しているMUTOHホールディングスが所有する本不応募合意株式(330,000株)と合わせて、公開買付者が、本臨時株主総会における株式併合に係る議案が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する特別決議による承認が確実に見込める水準と同等以上の対象者株式を所有するものとしています。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとする(上記(注2)をご参照ください。)ための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

なお、対象者が2021年11月12日付で公表した「当社の関係会社であるTCSホールディングス株式会社の完全子会社であるTCSアライアンス株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことでした。

上記の対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、TCSホールディングス(旧商号は東京コンピュータサービス株式会社といい、2005年10月に現商号であるTCSホールディングス株式会社に変更しています。当該商号変更以前のTCSホールディングスを以下「TCS」といいます。)がその発行済株式の全てを所有するTCSホールディングスの完全子会社です。TCSホールディングスは、1971年3月にTCSホールディングスの代表取締役社長である高山芳之氏の父親である高山允伯氏により創業され、1974年9月に東京都中央区日本橋茅場町に設立されたTCSを原点としています。その後、2005年10月にTCSは会社分割を行い持株会社体制へと移行し、商号を現在のTCSホールディングス株式会社へと変更、従来の事業であるソフトウェア開発を新設された東京コンピュータサービス株式会社へ継承いたしました。本書提出日現在、TCSホールディングスは株式の所有によるTCSグループ全体の事業活動の支配及び管理、不動産賃貸及び管理、金融業等を主な事業内容として運営しております。

TCSグループは、「我々は情報社会の明日を創造・建設し、世界経済の発展と人類社会の福祉向上に貢献する」を社是に掲げ、()常に時代の変化を先取りし、現状に挑戦を続けTCSグループの永続的な繁栄を目指す、()組織の確立と充実に努める、()技術の向上と蓄積に努める、()健全な財務体質の実現とグループ企業価値の向上に努める、()自助の精神と進取の精神をもった熱意ある経営に徹する、()社員の社員による社員のための創意ある経営に徹する、()合理主義と堅実主義の誠意ある経営に徹するを経営姿勢とし、また、「自分で学び自分で努力し自分で自分を鍛えて、気骨稜々たる人間に成長し、確固たる信念の礎に、健康で価値ある人生を築く」を信条としております。TCSグループは、これらの社是、経営姿勢及び信条を企業理念として、TCSグループが一丸となり、TCSグループ各社間における強固な協業体制の構築とTCSグループの中核事業であるITソリューション事業への資源集中により、急激に拡大・進展する情報通信サービス産業に的確に対応し成長に結び付けていくことを経営方針としております。また、TCSグループは、特定の資本系列に属さない独立系企業グループならではの柔軟な体制のもと、情報通信、社会インフラ、製造、金融、医療・ライフサイエンス、流通・サービスの各事業領域の顧客のご要望を誠実に受け止め、通信・ネットワーク技術、基幹・業務システム技術、セキュリティ技術等の技術を活用しながら、ソフトウェア開発を中心にワンストップサービスを提供してまいりました。更に、1999年からのアライアンス戦略によって、様々な事業を行う企業をグループに加えることとなり、電子機器製造、商社をはじめとし、多岐にわたる事業分野において多様な顧客のニーズに向き合い続けてまいりました。

TCSグループは、長年の実績を有するコンピュータソフトウェアの開発及び企業の情報システムの構築を請け負うシステムインテグレーション事業に加え、情報画像関連機器や精密計測器等ハードウェアの開発・製造事業を行うメーカーから部材調達・提供を行う商社までを傘下に収めている総合エンジニアリング集団として事業を運営しており、TCSグループに所属する企業群は、以下のITソリューション事業を中核とし、アライアンス事業及びアセットマネジメント事業の3つの事業セグメントに分かれて活動を行っております。

() ITソリューション事業

長年の実績により培った確固たる技術力と品質、幅広い業務ノウハウを活かし、情報システムの設計・構築から、導入・運用・保守までの総合的なワンストップサービスを提供しております。また、先進技術を取り込み、顧客目線での開発・運用姿勢、国内全域に広がる拠点ネットワークを最大限活用して、顧客の成長戦略を支えるとともに、社会課題の解決に貢献しております。

() アライアンス事業

業務用インクジェットプリンタ、3Dプリンタ、露出計(注1)、穀物の粉碎機を中心とした機械設備及びプラントを生産・建設する産業機械の製造及び販売、プリント基板への部品実装やセキュリティ機器の完成品組立・保守サービスの提供、太陽光発電所の販売及び施工、高速デジタル光通信技術・テレビ放送映像信号処理技術を駆使した社会インフラ機器の設計、部材調達及び製造、化学品及び電子材料の卸売を行っております。

(注1) 「露出計」とは、映画や写真撮影の際の光の強さを測定する機械のことをいいます。

() アセットマネジメント事業

主にTCSグループに所属する企業を取引先として、不動産業務、リース業務及び保険代理店業務を行っております。

なお、TCSホールディングスの持分法適用関連会社であるMUTOHホールディングスは、1952年3月に商号を株式会社武藤目盛彫刻として設立され、設計製図機械の製造販売を開始しました。1959年4月に商号を武藤工業株式会社に変更し、1983年6月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場、1985年3月には東京証券取引所市場第一部に指定替えとなりました。1999年7月にTCSとの間で締結した資本業務提携契約に基づきTCSが資本参加したことにより、TCSの関連会社となり、以後、TCSグループの一員として、アライアンス事業の中核を担っています。その後、2007年4月に会社分割による持株会社体制に移行し、商号を現在のMUTOHホールディングス株式会社に変更し、本書提出日現在、大判インクジェットプリンタを主体とする情報画像関連機器の開発・製造・販売、CAD(コンピュータを使用した設計。)システムの開発・販売及びシステムインテグレーション・ソリューションサービスからなる情報サービス事業、設計製図機器及び光学式計測器の製造・販売、並びに不動産賃貸を主な事業としています。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1951年6月に成光電機工業株式会社として設立され露出計の製造販売を開始したとのことです。対象者は、1960年8月に商号を株式会社セコニックに変更し、1963年5月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場、その後、2012年4月には持株会社体制に移行し商号を株式会社セコニックホールディングスに変更、2019年7月には現商号である株式会社セコニックに変更したとのことです。

本書提出日現在、対象者グループ(対象者及び連結子会社4社で構成される企業集団をいいます。以下同じとします。)は、光学電子情報機器及び計測機器を中心とする自主開発、事務機器の受託生産の製造販売並びに不動産賃貸を主たる事業として行っておりその概要は以下のとおりとのことです。

() 自主開発

主な製品は露出計、カラーメーター(注2)、光学式マーク読取装置(注3)、記録計、温湿度記録計、粘度計、無機エレクトロ・ルミネッセンス(注4)及び監視カメラであります。対象者の完全子会社である株式会社セコニック電子(以下「セコニック電子」といいます。)及び対象者の連結子会社である資科尼可電子(常熟)有限公司のほか協力工場で製造し、対象者が販売しております。製品は、情報機器メーカー、販売代理店及びユーザーに納入しております。

- (注2) 「カラーメーター」とは、映画や写真撮影の際の光の色(色温度)や量(照度)を測定する機械のことをいいます。
- (注3) 「光学式マーク読取装置」とは、マークシートに鉛筆やボールペンで記入したマークを光学的に読み取りデータ転送する装置のことをいいます。
- (注4) 「無機エレクトロ・ルミネッセンス」とは、蛍光体に硫化亜鉛などの無機物を使用し発光させる装置のことをいいます。

() 受託生産

主な製品は複写機オプション・ユニット、プロッタ(注5)、表示パネル、各種電子機器の基板実装及び束線加工であります。セコニック電子、賽科尼可電子(常熟)有限公司及び対象者の完全子会社である惠州賽科尼可科技有限公司で製造し、対象者、セコニック電子、賽科尼可電子(常熟)有限公司及び対象者の完全子会社である賽科尼可有限公司が販売しております。製品は、事務機器メーカー、カメラ機器メーカー、家電機器メーカー、通信機器メーカー、光学機器メーカー、販売代理店及びユーザーに納入しております。

(注5) 「プロッタ」とは、コンピュータで作成した線や図形を用紙に描くための装置のことをいいます。

() 不動産賃貸

対象者は旧工場建物及び旧工場跡地(長野県北安曇郡池田町)に新築した倉庫を賃貸しております。また、セコニック電子につきましては住宅を賃貸しております。

また、対象者グループは経営方針として下記を掲げ、その展開と実践を進めているとのことです。

- () 常に保有技術の発展・革新に挑戦(Challenge)し続けるとともに、お客様に提供する製品とその周辺におけるサービス、ソリューションを通じ、新たな付加価値を創出(Creation)することで社会の発展に貢献する企業集団を目指します。
- () 健全かつ持続的に企業価値を高め、全てのステークホルダーとともに繁栄していきます。
- () 21世紀の飛躍に向けた基盤を確固たるものとするため、マネジメント改革をはかるとともにグループ会社間の連携を強化し、迅速な経営意思の執行がはかれる体制を目指します。

しかしながら、上記の取組みにかかわらず、対象者グループは、自主開発事業において、技術革新により露出計や光学式マーク読取装置の市場規模が伸び悩んでいることに加え、受託生産事業においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や米中の貿易摩擦の長期化等の影響を受けて事務機器の販売が減少傾向になるなど、厳しい経営環境に置かれているとのことです。その結果、対象者グループの連結売上高は、2016年3月期の9,065百万円から、足元の2021年3月期には5,864百万円にまで減少し、5期連続での減収となっているとのことです。

このような経営環境の下、対象者グループは、「主力事業における新製品の投入と新規顧客開拓の強化」「製品原価低減に向けた設計及び部材調達の見直しと部品調達力の強化」「現有人員の育成強化」を重点課題として事業遂行に取り組み、主として採算性の向上(採算性の高い製品の売上・受注の増加)や固定費の削減(旅費交通費・開発費・業務委託費をはじめとする管理経費等の見直しによる費用削減)等の効果により、2021年3月期には営業利益113百万円(前期である2020年3月期は97百万円の営業損失)を確保することができたものの、依然として厳しい経営環境は継続しており、今後これを克服し、対象者グループの中長期的な企業価値向上を図るためには、採算性の向上や固定費の削減等のみならず、監視カメラやカラーメーター等の成長市場において付加価値の高い新商品を開発すること等により、その収益基盤を強化することが必要であり、そのような収益基盤の強化が対象者グループにおける喫緊の経営課題になっているとのことです。

TCSグループと対象者との資本関係については、2010年12月16日、MUTOHホールディングス及びTCSホールディングスは、当時の対象者の主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であったCBC株式会社より、対象者株式をそれぞれ2,300,000株及び2,000,000株を取得し、MUTOHホールディングスは2,300,000株(当時の対象者の発行済株式総数である16,800,000株に対する割合は13.69%)を所有する対象者の主要株主である筆頭株主、TCSホールディングスは2,000,000株(当時の対象者の発行済株式総数である16,800,000株に対する割合は11.90%)を所有する対象者の主要株主となりました。

また、2011年1月14日、対象者は、円高の進行など国内の製造業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、今後の成長基盤を確立すべく、シナジー効果を追求し、企業価値の最大化を図ることを目的として、TCSホールディングス及びMUTOHホールディングスとの間で以下の共通の内容に関する業務提携(以下、対象者及びTCSホールディングス間の業務提携を「本業務提携(TCSホールディングス)」、対象者及びMUTOHホールディングス間の業務提携を「本業務提携(MUTOHホールディングス)」といいます。)に関してそれぞれ基本合意したとのことです。

対象者及びTCSホールディングス並びに対象者及びMUTOHホールディングスは、以下の事項について協力して、業容拡大及び競争力強化を図ります。

- () 相互協力による新製品及び新技術開発のための企画・研究・開発・設計業務
- () 相互協力による生産業務
- () 相互協力による調達業務
- () 相互協力による販売業務
- () その他上記に関連又は付帯する業務

対象者は、本業務提携(TCSホールディングス)及び本業務提携(MUTOHホールディングス)に基づいて、国内外における生産、調達、販売面で、対象者及びTCSホールディングス並びに対象者及びMUTOHホールディングスがそれぞれ互いの経営資源を有効活用して行くことにより、事業領域の拡大を目指すことにしたとのことです。

その後、2011年10月24日、対象者が第三者割当増資により2,000,000株(当時の対象者の発行済株式総数である16,800,000株に対する割合は11.90%、発行価格：対象者株式1株当たり106円)を発行し、MUTOHホールディングスは1,000,000株(当時の対象者の発行済株式総数である16,800,000株に対する割合は5.95%)、TCSホールディングスは1,000,000株(当時の対象者の発行済株式総数である16,800,000株に対する割合は5.95%)をそれぞれ引受け、MUTOHホールディングスによる所有株式数は3,300,000株(当該第三者割当増資後における対象者の当時の発行済株式数(18,800,000株)に対する割合：17.55%(小数点以下第三位を四捨五入))、TCSホールディングスによる所有株式数は3,000,000株となり、(当該第三者割当増資後における対象者の当時の発行済株式数(18,800,000株)に対する割合：15.96%(小数点以下第三位を四捨五入))となりました。その後、対象者が10株を1株とする株式併合(効力発生日：2016年10月1日)を実施したことに伴い、MUTOHホールディングスによる所有株式数は330,000株に、TCSホールディングスの所有株式は300,000株にそれぞれ減少し、本書提出日現在、MUTOHホールディングスは対象者株式を330,000株(所有割合：19.77%)、TCSホールディングスは対象者株式を300,000株(所有割合：17.97%)所有するに至っています。

なお、対象者及びTCSホールディングスは本業務提携(TCSホールディングス)に基づいて、対象者及びMUTOHホールディングスは本業務提携(MUTOHホールディングス)に基づいて、それぞれ業務上の協力関係を現在まで築いてきているとのことです。

TCSグループの主力事業であるITソリューション事業が属する情報通信サービス産業においては、自動車産業・社会インフラ事業分野をはじめとする、幅広い産業分野で大幅な生産性向上を目指す第4次産業革命が加速度を増しながら進展しております。特に、あらゆる産業や社会経済の分野において、IoT(「モノ」に通信機能を持たせネットワークを通じて相互に連携する技術)の取込みの加速、AI(人工知能)、ロボット導入等の技術革新、あるいは広く収集・蓄積されたビッグデータの活用によるデジタル化の進展により、社会課題の解決や新たな価値創造をもたらす社会に向けての多方面での開発が活発化しており、TCSグループとしては、総力を挙げて高度化する情報通信サービス産業の競争を勝ち抜くことが求められております。

また、長期的なトレンドとしては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、労働需給が引き締まることにより、情報通信サービス産業の競争を勝ち抜くため、優秀な人材の獲得競争が増すことが懸念されます。更に、足元では新型コロナウイルス感染症の影響により、各国で出入国規制や外出制限、店舗の閉鎖等が行われ、世界経済に大きな影を落とし、その先行きに不透明感が増している状況にあります。

かかる環境変化が予想される中、TCSホールディングスは、TCSグループ全体としてのガバナンス強化・シナジー創出の追求を企図してグループの在り方を模索し、将来的なグループ再編が必須であるとの考えに至り、2020年12月17日から、その完全子会社であるTCSカンパニーズ株式会社を公開買付けとして株式会社テクノ・セブン、アンドール株式会社及び株式会社アイレックスの株式に対する公開買付けを実施し、その後の株式売渡請求の процедуруを実施することにより、2021年3月24日に当該3社をTCSカンパニーズ株式会社の完全子会社としております。更に、TCSホールディングスとしては、対象者を含むTCSグループ全体の今後の更なる企業価値の向上のためには、TCSグループが一丸となり、TCSグループ各社間における強固な協業体制の構築により、急激に拡大・進展する情報通信サービス産業に的確に対応し成長に結び付ける必要があります。対象者とのより一層の緊密な連携により迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制の構築が不可欠であると考えております。具体的には、TCSホールディングスとしては、今後、TCSグループの主力事業であるITソリューション事業でのマーケット・ポジションを確立しつつ、中長期的な視点からビジネスモデルを進化させ持続的に企業価値向上を実現していくためには、対象者の得意領域である監視カメラ、露出計、更にはカラーメーター及び粘度計等をはじめとした光学機器の製造における高い技術力・販売力とTCSグループが培ってきたシステム分野におけるトータルソリューションビジネスを融和させる協業体制を構築し、TCSグループ全体として日々進歩する情報通信サービス産業を生き残ることができるような高い競争力を獲得していくことが急務となると考えております。TCSホールディングスとしては、上記の考えを実行するためには、対象者において、TCSグループの持つシステム開発技術を取り込みながら、開発・製造・販売の一体的運営による物創り体制の再構築を目指し、TCSグループと連携し競争力を強化させる必要があると考えております。現状、対象者は上場会社として一定の独立性を有するものの、対象者の少数株主の利益に配慮することが必要となるため、TCSグループとして対象者との一体的な協業体制の構築を十分に行うことはできず、機動性が損なわれているものと認識しております。そこで、2021年4月上旬より、TCSホールディングスは対象者株式を非公開化することでTCSホールディングスと対象者の少数株主との潜在的な利益相反を回避しつつ、柔軟で機動的な意思決定の下、短期的な収支にとらわれない中長期的な経営戦略に沿って事業を推進していくことが必要であるとの考えに至りました。

加えて、2022年4月4日に予定されている東京証券取引所の市場再編に伴い、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式時価総額を10億円以上とする基準が設けられている中、新市場への移行基準日である2021年6月30日現在における対象者株式の流通株式時価総額は787,738,879円となっており、流通株式時価総額10億円の基準に抵触することにより、対象者株式の上場維持が将来的に困難となるおそれも想定され、TCSホールディングスとしては、本公開買付けを通じて対象者の一般株主の皆様合理的な株式の売却の機会を提供した上で、対象者株式を非公開化することが、対象者の一般株主の皆様の利益に資する選択であると判断しました。一方で、本公開買付けはあくまでも対象者及びTCSグループの企業価値向上を目的として、TCSグループのガバナンス強化及び対象者とのシームレスな協業体制を構築するために対象者株式の非公開化を企図して実施するものであり、TCSホールディングスとしては、対象者株式が将来的に上場廃止基準に抵触することを回避するために本公開買付けの実施を企図したものではありません。

TCSホールディングスは、対象者株式を非公開化することで、より強固で緊密な連携のとれた事業運営体制のもと、以下の()から()の施策による対象者との連携による事業シナジーの極大化を推進し、対象者を含むTCSグループの更なる企業価値向上に努めて参りたいと考えております。

また、これにより、TCSグループは競争力の源泉となる情報システム開発体制の更なる強化による確固たる技術力と品質を確保しつつ、様々な光学機器等の製造事業を行うメーカーや部材調達・提供を行う商社まで傘下に収める総合エンジニアリング集団として各事業分野に対するより最適な情報システムをお客様に提供できるものと考えております。

() TCSグループとしてのガバナンス体制の強化

対象者株式の非公開化により、TCSグループとしての経営理念及び経営方針等を、より直接的に対象者に浸透させつつ、柔軟で機動的な意思決定が可能となるものと考えております。かかる体制の構築は、以下の()から()のシナジー効果を発生させるための施策を実施するための前提になるものと考えております。

() TCSグループに属する企業との一体運営による経営体制強化及び新たなビジネス機会の創出

対象者株式の非公開化により顧客からの相談窓口を設け製品の開発段階から参画させ連携を緊密化させることにより、TCSグループ、特に、取引先からの生産受託を受けて製品の組立・実装・加工を行う受託生産事業を基盤とする技術力・開発力を有しプリント基板への部品実装と製品組立てを主業務とするTCSホールディングスの完全子会社である北部通信工業株式会社、TCSホールディングスの完全子会社である通信・放送インフラ装置の技術開発・製造技術に実績のある日東通信機株式会社(なお、日東通信機株式会社は対象者株式を所有していません。)とのシームレスな一体運営を行うことにより、対象者との連携を更に強化し、部品、原材料の共同仕入れによるコスト削減、生産工場の効率的な運営、適切な人員配置等の一体型経営を実施することで、開発・製造・販売の各プロセスにおいて無駄を省き、更なる収益力の強化、利益率の向上が図れるものと考えております。また、人事の交流や経営資源を一体化させることにより、TCSグループ全体として機動的に大胆かつ効果的な人材の配置を実施し、適材適所の人員配置を行うことによって、ノウハウ共有・更なる技術面の強化を図ることができると考えております。

() TCSグループが保有するシステム開発のノウハウを製造業である対象者の物創りに活用した製品開発力の強化

幅広い産業分野で大幅な生産性向上を目指す第4次産業革命がその加速度を増しながら進展している昨今において、IoT、AI、ロボット導入やビッグデータの活用といったような情報通信技術の活用やソフトウェアとの融合は、今やあらゆる産業や社会経済の分野において必要不可欠となってきており、対象者においても当該技術革新に伴う顧客ニーズの変化に即座に対応する製品作りの体制構築が必要と考えております。対象者株式の非公開化を通じて、TCSホールディングスをはじめとするTCSグループが保有するシステム開発のノウハウを対象者製品の開発段階から取り入れていくことで、対象者が強みを持つ監視カメラ・露出計等の光学機器の製造技術を活かしつつ、TCSグループが保有するシステム開発のノウハウと融合させることにより、時代の潮流に沿った競争力のある付加価値の高い新製品の開発が可能になるものと考えております。そのためには、TCSグループとしても、特にシステム開発工程において、TCSグループは、対象者製品を製造する際に対象者からの不定期な要請に応じてエンジニアを派遣し対象者製品のシステムを部分的に開発する役割を従来担ってきましたが、今後は、対象者製品の開発段階から完成までTCSグループのエンジニアが一貫したサポート体制を提供していく「顧客との共創型ビジネスモデル」への転換を推進していくことが可能になると考えております。

() 上場維持コストの削減及び間接部門のコスト削減

対象者株式を非公開化することで、対象者における上場維持コストの削減が見込まれます。また、北部通信工業株式会社及び日東通信機株式会社との一体運営を行うことにより、対象者の間接部門の機能を集約することで、かかるコストの削減が可能になると考えております。

以上の検討や判断を踏まえ、T C S ホールディングスは、2021年6月上旬から対象者株式の非公開化に関して検討を開始し、2021年6月中旬、対象者に対して対象者株式の非公開化に関する協議を開始したい旨の申し入れを行いました。また、これと並行してT C S ホールディングスは、2021年6月中旬、M U T O H ホールディングスに対しても対象者株式を非公開化する意向を有している旨を伝え、本公開買付けを実施した場合の応募を打診したところ、2021年6月下旬、M U T O H ホールディングスから、本業務提携(M U T O H ホールディングス)に基づき、引き続き対象者の株主として残り、従前以上に今後の対象者の業容拡大に向け共に深化させていきたいとの意向が示されました。T C S ホールディングスとしてもT C S ホールディングスにはないM U T O H ホールディングスが有する製造業としての物創りに対する豊富な知見やノウハウを活用し製造業である対象者の製品管理や開発に役立てていくことが期待できるため、これに応じることとしました。また、2021年8月中旬、T C S ホールディングスは、対象者から協議に応じる旨の連絡を受けた上で、M U T O H ホールディングスからT C S ホールディングスに対して引き続き対象者の株主として残りたい旨の意向を受けたことを踏まえ、対象者との間で本取引に向けた協議・交渉を開始するため、2021年8月25日、対象者に対して本取引に関する提案書(以下「本提案書」といいます。)を提出し、T C S ホールディングス、M U T O H ホールディングス及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして田辺総合法律事務所をそれぞれ選任しました。T C S ホールディングスは、2021年9月16日に公開買付者を設立し、本提案書の提出以降、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的、本取引後の経営体制・事業方針を含め、本取引の是非及び本取引における諸条件等についての協議・交渉を開始し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画(なお、当該事業計画書の策定にあたっては、対象者の取締役である世羅政則氏、井上孝司氏、高山芳之氏及び齊藤征志氏は関与していないとのことです。)を含む、対象者の事業及び財務の状況から予想される将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより、公開買付者が妥当であると考え対象者株式の本源的価値を検討のうえ、対象者株式の市場価格の推移、対象者株式の取引状況の推移を踏まえ、2021年10月6日、対象者に対して本公開買付価格を2,490円(以下「当初提案価格」といいます。)とする旨の正式な提案を行いました。その後、2021年10月13日、公開買付者は、対象者より、対象者が2021年9月8日付で設置した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)からの意見も踏まえて検討した結果、当初提案価格は、少なくとも対象者の財務状況を踏まえた株主の期待に応えられる水準とは評価し難いと考えられるに至ったとして、当初提案価格の引上げについて検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより、公開買付者が妥当であると考え対象者株式の本源的価値を再検討のうえ、2021年10月20日、対象者に対して本公開買付価格2,790円とする旨の再提案を行いました。その後、公開買付者は、2021年10月26日、対象者より、特別委員会の意見も踏まえ、真摯に検討した結果として、対象者の財務状況を踏まえた株主の期待に応えるという観点から本公開買付価格を3,400円に引き上げることについて検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、2021年11月5日、対象者に対して本公開買付価格を3,210円とする旨の提案を行いました。その後、公開買付者は、2021年11月9日、対象者より、少数株主の利益に最大限配慮するという観点から、更なる引上げ余地がないかについて再度検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、2021年11月11日、対象者に対して本公開買付価格を3,400円とする旨の最終提案を行い、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。

加えて、買付予定数の下限設定に関しては、公開買付者として、対象者の企業価値向上に向けた施策を実施するにあたって、対象者株式を非公開化することが最善の手段であると考えていることに加え、本公開買付け後において公開買付者が所有することとなる対象者株式及びMUTOHホールディングスが所有する本不応募合意株式(330,000株)と合わせて、公開買付者が、本臨時株主総会における株式併合に係る議案が会社法第309条第2項に規定する特別決議による承認を確実に見込める水準と同等以上の対象者の議決権を所有することとなるよう、2021年10月下旬、対象者と協議の上、決定いたしました。

なお、MUTOHホールディングスが所有する本不応募合意株式の本公開買付けへの不応募に関しては、2021年6月下旬に公開買付者がMUTOHホールディングスから引き続き対象者の株主として残りたい旨の意向を受けたことを踏まえ、2021年8月中旬に公開買付者、MUTOHホールディングス及び対象者で協議を行い、MUTOHホールディングスが対象者の株主として残るスキームとする旨の確認を行っておりました。

これらの協議・交渉の結果、公開買付者らは、2021年6月下旬、対象者株式を非公開化することが公開買付者ら及び対象者を取り巻く事業環境の変化に対応し、企業価値向上に資する最善の方策であり、MUTOHホールディングスも引き続き対象者の株主として残り、本業務提携(MUTOHホールディングス)を維持しながら、TCSホールディングスにはないMUTOHホールディングスが有する製造業としての物創りに対する豊富な知見やノウハウを活用し製造業である対象者の製品管理や開発に役立てていくことが期待できるとの結論に至りました。一方、公開買付者は、2021年10月下旬、本公開買付け成立後に、MUTOHホールディングスの所有する対象者株式の数(330,000株)と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとすることが困難な状況の場合には、MUTOHホールディングスと対象者の直接の資本関係維持によるシナジー創出は期待できなくなるものの、TCSグループとして対象者株式の全部を保有することを優先し、公開買付者のみを対象者の株主とする形で本スクイズアウト手続を実施し、MUTOHホールディングスは対象者の株主として残留しない方針について、MUTOHホールディングスとの間で確認しました。

以上の検討を踏まえ、公開買付者は、2021年11月12日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付価格を3,400円として、本公開買付けを実施することを決議しました。

なお、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しつつ、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。なお、本公開買付価格は、対象者から提供を受けた事業計画(なお、当該事業計画書の策定にあたっては、対象者の取締役である世羅政則氏、井上孝司氏、高山芳之氏及び齊藤征志氏は関与していないとのことです。)を含む、対象者の事業及び財務の状況から、対象者の将来キャッシュ・フローを踏まえ、公開買付者が妥当であると考えられる対象者株式の本源的価値を検討のうえ、対象者株式の市場価格の推移、対象者株式の取引状況の推移及び公開買付者及び対象者間の交渉を踏まえ、決定されたものであり、類似取引事例におけるプレミアムは考慮しておりません。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2021年8月25日、TCSホールディングスから本提案書の提出を受けたことを受け、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2021年9月上旬に、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループ並びに本取引から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループ並びに本取引から独立した第三者算定機関として株式会社ストリーム(以下「ストリーム」といいます。)をそれぞれ選任したとのことです。さらに、TCSホールディングス及びMUTOHホールディングスは、そのグループ会社を含め合計で対象者の総株主の議決権の40%超を保有する大株主であり、その構造上、一般論として、対象者取締役会は、本取引に係る意思決定に際して公開買付者ら及びMUTOHホールディングスの影響を受ける可能性があり、その場合には本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性が否定できないことを踏まえ、対象者において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2021年9月8日付で、本特別委員会を設置し、本取引に係る提案を検討するための体制を構築したとのことです。

上記の体制の下で、対象者は、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づいて、TMI総合法律事務所及びストリームの助言を受けながら、2021年10月上旬より、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです(具体的な協議・検討の経緯については、「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)

その結果、対象者は、2021年11月12日開催の取締役会において、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて対象者株式を非公開化することは、対象者グループひいてはTCSグループ全体の企業価値向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

- () 上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループにおいては、採算性の向上や固定費の削減等のみならず、監視カメラやカラーメーター等の成長市場において付加価値の高い新商品を開発すること等により、その収益基盤を強化することが喫緊の経営課題であること
- () 公開買付者らが志向する上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の()乃至()の施策の内容はいずれも合理的であるとともに、対象者グループにとって、コスト削減のみならず、時代の潮流に沿った競争力のある付加価値の高い新製品の開発を可能とするものであり、上記()に記載の対象者グループにおける経営課題の解決に資すると考えられること
- () 公開買付者らが志向する上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の()乃至()の施策を実施するにあたっては、対象者株式を非公開化し、TCSホールディングスと対象者の少数株主との潜在的な利益相反を回避しつつ、柔軟で機動的な意思決定の下、TCSグループとして対象者との一体的な協業体制を構築することが効果的と考えられること
- () 本取引の実行後もMUTOHホールディングスが対象者の株主として存続することが予定されている点については、MUTOHホールディングスが対象者と同様の製造業を営むものであり、製造業に関する知見やノウハウの共有という観点から合理的と考えられること
- () 上記「(1) 本公開買付けの概要」の(注2)に記載のとおり、本公開買付け後の株主構成によっては、本取引の実行後もMUTOHホールディングスが対象者の株主として残留することができない可能性も見込まれるものの、その場合であっても、公開買付者らが志向する上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の()乃至()の施策を実施すること自体は可能であると見込まれること
- () 一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるものの、エクイティ・ファイナンスによる資金調達については、対象者の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、少なくとも当面の間その必要性は高くなく、また、知名度や社会的信用の向上についても、真摯な事業遂行により実現することが可能なものであることからすれば、対象者における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的と考えられること

また、対象者は、以下の点等を考慮した結果、本公開買付価格は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったとのことです。

- () 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、ストリームによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果の中央値を上回るものであること

- () 本公開買付価格が、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2021年11月11日の対象者株式の終値1,041円に対して226.61%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間(2021年10月12日から同年11月11日まで)の終値の単純平均値1,026円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して231.38%、同日までの過去3ヶ月間(2021年8月12日から同年11月11日まで)の終値の単純平均値1,036円に対して228.19%、同日までの過去6ヶ月間(2021年5月12日から同年11月11日まで)の終値の単純平均値1,060円に対して220.75%のプレミアムがそれぞれ加算されており、相応のプレミアムが付されていると考えられること。
- () 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること
- () 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること
- () 本公開買付価格が、2021年3月末日における対象者の1株当たり連結純資産額3,312円(小数点以下四捨五入)を上回る価格であること
- () 下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者が本特別委員会から2021年11月11日付で取得した答申書(以下「本答申書」といいます。)においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件が妥当である旨判断されていること

以上を踏まえ、対象者は、2021年11月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

本公開買付け実施後の経営方針等

公開買付者らは、本公開買付けが成立し、本スクイズアウト手続が実施される場合には、対象者株式を非公開化し、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとすることで、対象者の経営基盤の安定及び財務体質の強化を図るとともに、TCSグループの持つシステム開発技術を対象者に共有しながら、開発・製造・販売の一体運営による物創り体制を再構築し、策定した事業計画の達成並びに更なる業容拡大、シナジーの創出に努め、更に公開買付者ら及び対象者の事業の強みを活かしつつ、情報通信サービス産業における業務連携をより一層、強力に推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化を進め、一層の企業価値の向上を図ってまいります。なお、本書提出日現在、対象者の取締役10名のうち代表取締役社長である白土清氏、取締役である世羅政則氏、取締役である井上孝司氏、取締役である高山芳之氏及び取締役(監査等委員)である齊藤征志氏がTCSグループの役職員を兼任しておりますが、本公開買付け後の対象者の経営体制については、現在の経営体制を当面尊重することを基本方針としており、現時点においては特段の変更は予定しておりません。また、MUTOHホールディングスは、本業務提携(MUTOHホールディングス)を維持しながら、従前以上に今後の対象者の業容拡大に向け共に深化させていきたいとの意向があり、TCSホールディングスとしてもTCSホールディングスにはないMUTOHホールディングスが有する製造業としての物創りに対する豊富な知見やノウハウを活用し製造業である対象者の製品管理や開発に役立てていくことが期待できると考えております。

なお、対象者の商号及びブランドの変更は予定しておらず、対象者を公開買付者又はその他のTCSグループの各社と統合する予定も現時点ではございません。また、現状、対象者の従業員の雇用条件の変更は予定しておりません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。もっとも、公開買付者は、TCSホールディングスの持分法適用関連会社に該当し対象者の筆頭株主であり対象者のその他の関係会社でもあるMUTOHホールディングスとの間でその所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨の本不応募契約を締結していること、公開買付者の完全親会社であり対象者の第2位の株主であるTCSホールディングスは、対象者株式300,000株(所有割合：17.97%)を直接所有し、また、TCSグループ会社を通じて間接的に対象者株式65,800株(所有割合：3.94%)を所有しており、合わせて対象者株式365,800株(所有割合：21.91%)を所有することにより、対象者を持分法適用関連会社としていること、対象者の取締役のうち、()取締役である世羅政則氏は公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの持分法適用関連会社に該当し対象者の筆頭株主及びその他の関係会社でもあるMUTOHホールディングスの取締役経営企画部長を、()取締役である井上孝司氏は公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの完全子会社である北部通信工業株式会社の代表取締役社長を、()取締役である高山芳之氏は公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの代表取締役社長を、()取締役(監査等委員)である齋藤征志氏は公開買付者の完全親会社であるTCSホールディングスの完全子会社であるシグマトロン株式会社の代表取締役社長を、それぞれ兼職していることに鑑みて、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を実施しております。

なお、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、TCSホールディングスは、TCSホールディングス及びTCSグループ会社が所有する対象者株式365,800株(所有割合：21.91%)にMUTOHホールディングスが所有する対象者株式330,000株(所有割合：19.77%)を合わせて、対象者株式を合計で695,800株(所有割合：41.68%)所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限は設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下の 乃至の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者から提示された公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループ並びに本取引から独立した第三者算定機関であるストリームに対し、対象者株式の価値の算定を依頼し、2021年11月11日付で株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、ストリームは、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループに属する会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るストリームの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

ストリームは、対象者株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を用い、対象者には比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、対象者の将来の事業活動の状況を評価に反映させる目的からDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、対象者は、ストリームから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ストリームによる対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法：	1,026円から1,060円
類似会社比較法：	2,359円から2,597円
DCF法：	2,530円から3,520円

市場株価法では、基準日を2021年11月11日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値(1,041円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値(1,026円)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(1,036円)及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(1,060円)を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,026円から1,060円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、コニカミノルタ株式会社、株式会社大日光・エンジニアリング、池上通信機株式会社、株式会社チノー、株式会社タムロン、キヤノン株式会社を選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を、2,359円から2,597円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画、対象者の2022年3月期第2四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2022年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を2,530円から3,520円までと算定しているとのことです。割引率は5.2%から7.6%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0.0%から0.5%として分析しているとのことです。

ストリームがDCF法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、ストリームがDCF法の算定に用いた対象者の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2023年3月期においては、概ね5年周期で受注していた採算性の厳しい国内受託端末の納入が2022年3月期で終了することにより売上高が減少する一方、利益率が改善するとともに、採算性の高い監視カメラの販売増、国内の福島工場の集約効果等による固定費削減により、対前事業年度比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。2024年3月期においては、監視カメラの新製品の受注並びに産業用カラーメーター及び粘度計の新製品の販売開始等を踏まえた売上高の増加により、対前事業年度比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、上場維持コストの削減効果を除き、以下の財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	2022年3月期 (9ヶ月)	2023年3月期	2024年3月期
売上高	4,094	5,304	5,792
営業利益	62	200	300
EBITDA	115	350	450
フリー・キャッシュ・フロー	34	381	85

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループ並びに本取引から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループに属する会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、TCSホールディングス及びMUTOHホールディングスは、そのグループ会社を含め合計で対象者の総株主の議決権の40%超を保有する大株主であり、その構造上、一般論として、対象者取締役会は、本取引に係る意思決定に際して公開買付者ら及びMUTOHホールディングスの影響を受ける可能性があり、その場合には本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性が否定できないことを踏まえ、対象者において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2021年9月8日付で、対象者の社外取締役である福田純一氏(弁護士、村下法律特許事務所)並びに外部の有識者である小久保崇氏(弁護士、小久保法律事務所)及び桑原学氏(公認会計士、アクアコーポレートアドバイザー株式会社代表取締役)の3名から構成される本特別委員会を設置したとのことです(なお、本特別委員会の委員としてこの3名を選定した理由は、いずれも公開買付者ら及び対象者を含むTCSグループから独立しており、本取引の成否に関して、一般株主とは異なる重要な利害関係を有していない上、いずれも弁護士又は公認会計士として高度の識見を有すると考えたためとのことです)。なお、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会に対し、()本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、()本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)に関する事項、()本取引の手の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項、()上記(i)乃至()その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問したとのことです。なお、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しているとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()対象者の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、()対象者に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者らに伝達すること、並びに(b)本特別委員会自ら公開買付者らと協議・交渉する機会の設定を要望する権限(なお、本特別委員会が当該(b)の機会の設定を要望しない場合であっても、本特別委員会は、公開買付者らとの協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができるとのことです)、()対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、及び()本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等を与えることを決定しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本特別委員会は、2021年9月13日より同年11月11日までの間に合計10回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、2021年9月13日開催の初回の本特別委員会において、TMI総合法律事務所及びストリームについて、対象者及び公開買付者を含むTCSグループに属する会社の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを対象者のリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても、必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、対象者における本取引の検討体制についても、対象者を除くTCSグループ及び本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しているとのことです。

その後、本特別委員会は、()対象者及び公開買付者らより提出された各資料及び書面の検討、()公開買付者ら及びMUTOHホールディングスに対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、()対象者の役職員に対する、対象者の事業の内容、外部環境、現在の経営課題、ストリームによる株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び公開買付者らの提案内容等に関する事項のヒアリング、並びに()ストリームに対する、対象者株式の価値分析に関する事項のヒアリング等を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、事前に本公開買付価格に関する交渉方針を確認するなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年11月11日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

() 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

(a) 本取引の目的等

本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者グループの企業価値の具体的内容並びにこれらを踏まえた対象者グループの企業価値向上の可能性等について、対象者、公開買付者ら及びMUTOHホールディングスに対する質疑を通じ、詳細な検討を実施した。その結果、本特別委員会としては、公開買付者ら及び対象者の判断に、不合理な点は認められないと考えるに至った。

(b) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

() 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。)に関する事項について

(a) ストリームによる株式価値算定書

対象者が、TCSグループから独立した第三者算定機関であるストリームから取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると1,026円から1,060円、類似会社比較法によると2,359円から2,597円、DCF法によると2,530円から3,520円、とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回る金額である。

そして、本特別委員会は、ストリームから株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、ストリーム及び対象者に対して評価手法の選択理由、類似会社の選定方法、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画、割引率の算定根拠、永久成長率の算定根拠、対象者の非事業性資産や負債類似項目等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格(3,400円)は、東京証券取引所市場第二部における、2021年11月11日の対象者株式の終値1,041円に対して226.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,026円に対して231.38%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,036円に対して228.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円に対して220.75%のプレミアムがそれぞれ加算されており、相応のプレミアムが付されていることを確認した。

(b) 交渉過程の手続の公正性

下記「() 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

(d) 対価の種類

公開買付者らが非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい公開買付者らの株式を対価とするのではなく、金銭を対価としており、対価の種類は妥当と認められる。

(e) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

() 本取引の手の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

(a) 対象者による検討方法

対象者は、対象者が公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者は、T C S ホールディングスの持分法適用関連会社に該当し対象者の筆頭株主であり対象者のその他の関係会社でもあるM U T O Hホールディングスとの間でその所有する対象者株式の全てについて、本不応募契約を締結していること、公開買付者の完全親会社であり対象者の第2位の株主であるT C S ホールディングスは、対象者株式300,000株(所有割合:17.97%)を直接所有し、また、T C S グループ会社を通じて間接的に対象者株式65,800株(所有割合:3.94%)を所有しており、合わせて対象者株式365,800株(所有割合:21.91%)を所有することにより、対象者を持分法適用関連会社としていること、対象者の取締役のうち、()取締役である世羅政則氏は公開買付者の完全親会社であるT C S ホールディングスの持分法適用関連会社に該当し対象者の筆頭株主及びその他の関係会社でもあるM U T O Hホールディングスの取締役経営企画部長を、()取締役である井上孝司氏は公開買付者の完全親会社であるT C S ホールディングスの完全子会社である北部通信工業株式会社の代表取締役社長を、()取締役である高山芳之氏は公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社であるT C S ホールディングスの代表取締役社長を、()取締役(監査等委員)である齊藤征志氏は公開買付者の完全親会社であるT C S ホールディングスの完全子会社であるシグマトロン株式会社の代表取締役社長を、それぞれ兼職していることに鑑み、本取引について検討するにあたっては、T C S グループから独立したリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所及び第三者算定機関であるストリームから助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

本特別委員会は、T M I 総合法律事務所及びストリームの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者のリーガル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認している。また、本特別委員会としても、必要に応じてT M I 総合法律事務所及びストリームより専門的助言を受けることができることを確認し、現に助言・意見等を得ている。

(b) 対象者による協議・交渉

対象者は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的には、対象者はT M I 総合法律事務所を通じて、延べ3回にわたり本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を、T C S ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社を介して実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり3,400円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり2,490円とする公開買付者の当初の提案より、910円の価格引上げを引き出している。

(c) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、対象者を除くT C S グループその他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

(d) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本公開買付けにおいて、公開買付者は、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)条件を本公開買付け成立の条件とはしていないものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあること、及び本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

(e) 対抗的な買付け等の機会を確保していること

()本公開買付けに関しては、公開買付期間が法令に定められた最短期間(20営業日)よりも長期である30営業日に設定される予定であるとともに、()公開買付者と対象者とは、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保について配慮されている。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、TCSホールディングス、本不応募契約を締結しているMUTOHホールディングス、及び本公開買付けの公表後に本公開買付けへ応募するよう要請する予定のTCSグループ会社の各社が合計で対象者株式の4割以上を保有しており、かつ、TCSホールディングス及びMUTOHホールディングスが対象者株式について売却しない意向を表明していることからすれば、仮に積極的なマーケット・チェックを実施したとしてもその実効性は乏しいものと考えられる。

(f) 本特別委員会の意見を最大限尊重すること

対象者は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定は行わないこととしている。

(g) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

() 対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否かについて

上記()乃至()その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、対象者の取締役会が本取引の実施を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと判断するに至った。すなわち、対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び本公開買付け後に株式併合の方法を用いた本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと判断するに至った。

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、ストリームより取得した対象者株式価値算定書、TMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役10名のうち、世羅政則氏はMUTOHホールディングスの取締役を、井上孝司氏はTCSホールディングスの完全子会社である北部通信工業株式会社の代表取締役社長を、高山芳之氏は公開買付者の代表取締役及びTCSホールディングスの代表取締役社長を、齊藤征志氏はTCSホールディングスの完全子会社であるシグマトロン株式会社の代表取締役社長を、それぞれ兼職していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、対象者の取締役10名のうち、世羅政則氏、井上孝司氏、高山芳之氏及び齊藤征志氏を除く取締役6名(すなわち、白土清氏、土井次郎氏、澤井健司氏、瀬戸尚人氏、平林純一氏及び福田純一氏)にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行ったとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち、世羅政則氏、井上孝司氏、高山芳之氏及び齊藤征志氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、対象者の立場において本取引に関する検討並びに公開買付者との協議及び交渉に参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触等を行うことを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けが成立し、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、以下の方法による本スクイーズアウト手続を行うよう要請することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及びMUTOHホールディングスは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2022年2月下旬を予定しています。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(ただし、公開買付者、MUTOHホールディングス及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及びMUTOHホールディングスが対象者の発行済株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう(ただし、本公開買付け後に、MUTOHホールディングスの所有する対象者株式の数(330,000株)と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとすることが困難な状況の場合には、公開買付者のみとします。そのような場合には、公開買付者のみが対象者の株主となり、MUTOHホールディングスは対象者の株主として残留しないことについて、公開買付者は本不応募契約においてMUTOHホールディングスとの間で合意しております。)、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、公開買付者、MUTOHホールディングス及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者及びMUTOHホールディングスによるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった対象者の各株主(ただし、公開買付者、MUTOHホールディングス及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載された本スクイズアウト手続が実行された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、2021年11月12日付で、対象者の筆頭株主でありその他の関係会社であるMUTOHホールディングスとの間で、本不応募合意株式(330,000株、所有割合：19.77%)について本不応募契約を締結しております。本不応募契約において、公開買付者とMUTOHホールディングスは、以下の点について合意しております。なお、TCSホールディングス、公開買付者及びMUTOHホールディングスとの間において、本不応募契約に規定された以外の合意事項は存在しません。

- () MUTOHホールディングスが直接又は間接的に所有する対象者株式の全て(330,000株、所有割合：19.77%)について、本公開買付けに応募しないこと。
- () MUTOHホールディングスが直接又は間接的に所有する対象者株式の全部又は一部について、本スクイーズアウト手続の効力が生じる日までの間、市場又は第三者に対して売却、譲渡、質入れ、貸与その他の処分をしないこと。
- () 公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。)を取得できなかった場合、本スクイーズアウト手続の実施に協力(本臨時株主総会において株式併合に係る議案及びこれに関連する議案に賛成することを含む。)すること。
- () 本スクイーズアウト手続の実施を決定する段階(対象者において株式併合比率を決定する段階)又は本臨時株主総会の開催日において、公開買付者及びMUTOHホールディングス以外に、MUTOHホールディングスの所有する対象者株式(330,000株)と同数以上の対象者株式を所有する第三者が存在することが合理的に見込まれる場合は、公開買付者、MUTOHホールディングス及び当該第三者の間で、対象者の企業価値向上の方針等について協議(株式併合に係る併合比率の再検討や日程の再調整を含む。)するものとし、当該協議が整わない場合、MUTOHホールディングスは、以後の対応につき公開買付者の判断に賛同する(公開買付者が、対象者の株主を公開買付者のみとするため、株式併合等の手法によるスクイーズアウトの実施を提案した場合、当該株式併合等を議案とする対象者の株主総会において、公開買付者の求めに応じて、公開買付者の提案するスクイーズアウトに関連する議案に賛成することを含むがこれに限られない。)こと。
- () MUTOHホールディングスは、対象者の現経営陣による現行の経営体制を最大限尊重し、本スクイーズアウト手続実施後も、公開買付者又は対象者の求めに応じて、対象者の株主として、対象者の企業価値の向上に向けた支援・サポートを最大限行うこと。

一方、公開買付者は、2021年11月12日付で、公開買付者の完全親会社であり対象者の第2位の株主及びその他の関係会社であるTCSホールディングスとの間で、TCSホールディングスが所有する対象者株式300,000株(所有割合：17.97%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、当該合意において、TCSホールディングスによる本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

また、本書提出日現在において、公開買付者は、本応募要請予定先との間で、それぞれが所有する対象者株式(所有株式数の合計：65,800株、所有割合の合計：3.94%)について、本公開買付けへの応募に関する事前の要請や合意は行っていませんが、本公開買付けの公表後、本応募要請予定先に対して、それぞれが所有する対象者株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2021年11月15日(月曜日)から2021年12月27日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2021年11月15日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき 金3,400円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2021年11月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値(1,041円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,026円、1,036円及び1,060円)の推移を参考にいたしました。更に、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、2021年11月12日に本公開買付価格を3,400円とすることを決定いたしました。公開買付者は、上記のとおり、対象者から提供を受けた事業計画を含む、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析しつつ、対象者株式の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。</p> <p>なお、本公開買付価格である3,400円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2021年11月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,041円に対して226.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,026円に対して231.38%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,036円に対して228.19%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円に対して220.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である3,400円は、本書提出日の前営業日である2021年11月12日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値1,035円に対して228.50%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、TCSホールディングスは、2021年6月上旬から対象者株式の非公開化に関して検討を開始し、2021年6月中旬、対象者に対して対象者株式の非公開化に関する協議を開始したい旨の申し入れを行いました。また、これと並行してTCSホールディングスは、2021年6月中旬、MUTOHホールディングスに対しても対象者株式を非公開化する意向を有している旨を伝え、本公開買付けを実施した場合の応募を打診したところ、2021年6月下旬、MUTOHホールディングスから、本業務提携(MUTOHホールディングス)に基づき、引き続き対象者の株主として残り、従前以上に今後の対象者の業容拡大に向け共に深化させていきたいとの意向が示されました。TCSホールディングスとしてもTCSホールディングスにはないMUTOHホールディングスが有する製造業としての物創りに対する豊富な知見やノウハウを活用し製造業である対象者の製品管理や開発に役立てていくことが期待できるため、これに応じることとしました。また、2021年8月中旬、TCSホールディングスは、対象者から協議に応じる旨の連絡を受けた上で、MUTOHホールディングスからTCSホールディングスに対して引き続き対象者の株主として残りたい旨の意向を受けたことを踏まえ、対象者との間で本取引に向けた協議・交渉を開始するため、2021年8月25日、対象者に対して本提案書を提出し、TCSホールディングス、MUTOHホールディングス及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとして田辺総合法律事務所をそれぞれ選任しました。TCSホールディングスは、2021年9月16日に公開買付者を設立し、本提案書の提出以降、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の意義及び目的、本取引後の経営体制・事業方針を含め、本取引の是非及び本取引における諸条件等についての協議・交渉を開始し、本公開買付価格については、公開買付者は、対象者から提供を受けた事業計画(なお、当該事業計画書の策定にあたっては、対象者の取締役である世羅政則氏、井上孝司氏、高山芳之氏及び齊藤征志氏は関与していないとのことです。)を含む、対象者の事業及び財務の状況から予想される将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより、公開買付者が妥当であると考え対象者株式の本源的価値を検討のうえ、対象者株式の市場価格の推移、対象者株式の取引状況の推移を踏まえ、2021年10月6日、対象者に対して本公開買付価格を2,490円(当初提案価格)とする旨の正式な提案を行いました。その後、2021年10月13日、公開買付者は、対象者より、本特別委員会からの意見も踏まえて検討した結果、当初提案価格は、少なくとも対象者の財務状況を踏まえた株主の期待に応えられる水準とは評価し難いと考えられるに至ったとして、当初提案価格の引上げについて検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより、公開買付者が妥当であると考え対象者株式の本源的価値を再検討のうえ、2021年10月20日、対象者に対して本公開買付価格2,790円とする旨の再提案を行いました。その後、公開買付者は、2021年10月26日、対象者より、特別委員会の意見も踏まえ、真摯に検討した結果として、対象者の財務状況を踏まえた株主の期待に応えるという観点から本公開買付価格を3,400円に引き上げるについて検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、2021年11月5日、対象者に対して本公開買付価格を3,210円とする旨の提案を行いました。その後、公開買付者は、2021年11月9日、対象者より、少数株主の利益に最大限配慮するという観点から、更なる引上げ余地がないかについて再度検討するよう要請されました。これを受け、公開買付者は、2021年11月11日、対象者に対して本公開買付価格を3,400円とする旨の最終提案を行い、同日付で対象者から当該最終提案を受諾する旨の回答を得ました。</p> <p>加えて、買付予定数の下限設定に関しては、公開買付者として、対象者の企業価値向上に向けた施策を実施するにあたって、対象者株式を非公開化することが最善の手段であると考えていることに加え、本公開買付け後において公開買付者が所有することとなる対象者株式及びMUTOHホールディングスが所有する本不応募合意株式(330,000株)と合わせて、公開買付者が、本臨時株主総会における株式併合に係る議案が会社法第309条第2項に規定する特別決議による承認を確実に見込める水準と同等以上の対象者の議決権を所有することとなるよう、2021年10月下旬、対象者と協議の上、決定いたしました。</p> <p>なお、MUTOHホールディングスが所有する本不応募合意株式の本公開買付けへの不応募に関しては、2021年6月下旬に公開買付者がMUTOHホールディングスから引き続き対象者の株主として残りたい旨の意向を受けたことを踏まえ、2021年8月中旬に公開買付者、MUTOHホールディングス及び対象者で協議を行い、MUTOHホールディングスが対象者の株主として残るスキームとする旨の確認を行っておりました。</p>
-------	--

	<p>これらの協議・交渉の結果、公開買付者は、2021年6月下旬、対象者株式を非公開化することが公開買付者ら及び対象者を取り巻く事業環境の変化に対応し、企業価値向上に資する最善の方策であり、MUTOHホールディングスも引き続き対象者の株主として残り、本業務提携(MUTOHホールディングス)を維持しながら、TCSホールディングスにはないMUTOHホールディングスが有する製造業としての物創りに対する豊富な知見やノウハウを活用し製造業である対象者の製品管理や開発に役立てていくことが期待できるとの結論に至りました。一方、公開買付者は、2021年10月下旬、本公開買付け成立後に、MUTOHホールディングスの所有する対象者株式の数(330,000株)と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、対象者の株主を公開買付者及びMUTOHホールディングスのみとすることが困難な状況の場合には、MUTOHホールディングスと対象者の直接の資本関係維持によるシナジー創出は期待できなくなるものの、TCSグループとして対象者株式の全部を保有することを優先し、公開買付者のみを対象者の株主とする形で本スクイズアウト手続を実施し、MUTOHホールディングスは対象者の株主として残留しない方針について、MUTOHホールディングスとの間で確認しました。</p> <p>以上の検討を踏まえ、公開買付者は、2021年11月12日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付価格を3,400円として、本公開買付けを実施することを決議しました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,339,234(株)	782,900(株)	(株)
合計	1,339,234(株)	782,900(株)	(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(782,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(782,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である1,339,234株を記載しております。これは、対象者第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の発行済株式総数(1,880,000株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(210,766株)及び本不応募合意株式(330,000株)を控除した株式数(1,339,234株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	13,392
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月15日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月15日現在)(個)(g)	6,481
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2021年9月30日現在)(個)(j)	16,574
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	80.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,339,234株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としていますが、MUTOHホールディングスとの間では、本不応募契約を締結しているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本不応募合意株式(330,000株)に係る議決権の数(3,300個)についてのみ「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年11月15日現在)(個)(g)」の分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2021年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,880,000株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された2021年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(210,766株)を控除した株式数(1,669,234株)に係る議決権数(16,692個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付けは行いません。

本公開買付けに係る応募の受付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理

している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号 確認 書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等	a. 以下のいずれかの書類 1つ(顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等
本人 確認 書類		又は b. 以下のいずれかの書類 2つ(a.の提出が困難な場合) ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・国民健康保険被保険者証 などの各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等	又は b. 以下のいずれかの書類 1つ(a.の提出が困難な場合) ・国民健康保険被保険者証 などの各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,553,395,600
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	7,200,000
合計(a)+(b)+(c)	4,600,595,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(1,339,234株)に、本公開買付価格(3,400円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	4,910,000
計(a)	4,910,000

(注) 上記の預金の金額4,910,000千円には、下記の借入金4,900,000千円が含まれています。

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
不動産賃貸、株式の所有及び管理、金融業等の持株会社	T C S ホールディングス株式会社 (東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号)	買付けに要する資金に充当するための借入れ 弁済期：2031年11月10日 利率：年利0.7% 担保：無し	4,900,000
計			4,900,000

(注) T C S ホールディングス株式会社は公開買付者の完全親会社です。

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,910,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

2022年1月5日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(782,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(782,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年 月	事項
2021年 9月	商号をT C S アライアンス株式会社、本店所在地を東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号、資本金を1,000万円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
 - (1) ソフトウェア開発業務
 - (2) 労働者派遣業務
 - (3) コンピュータの販売業務
 - (4) コンピュータに関する付属品の販売業務
 - (5) 科学技術文献の発行及びその販売業務
 - (6) 電子部品の開発、製造、販売
 - (7) コンピュータ及び周辺機器の製造、販売
 - (8) 電気機械の設計、製造、販売
 - (9) 半導体の製造、販売
 - (10) 自動制御装置の設計、製造、販売
 - (11) 電子回路の設計、製造
 - (12) コピーマシン、ファクシミリ等事務用機器製造、販売
 - (13) コンピュータによる計算及び統計業務の受託
 - (14) 電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング並びに翻訳業務
 - (15) 金融業
 - (16) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋並びに所有、管理、保守及び運用
 - (17) 駐車場及び洗車場の管理運営に関する業務
 - (18) 倉庫での保管及び管理運営に関する業務
 - (19) 建設工事、設備工事の請負並びに関連する設計、施工、管理業務
 - (20) 電気工事、管工事の請負並びに関連する設計、施工、管理業務
 - (21) 厨房、冷暖房、機器、機械工具類の賃貸並びに販売に関する業務
 - (22) 住宅関連機器及び同部品の製造並びに販売に関する業務
 - (23) 総合リース業
 - (24) 染料、顔料、塗料、合成樹脂、火薬類、石油化学製品、化粧品、薬品類、医薬品、医薬部外品、食品、食品添加物、毒物、劇物、合金鉄、各種鋼材、各種繊維、同加工製品、織物、燃料、染織用機械、器具、計量器、電気設備材料及び器具、木材及び二次加工品類、建築資材、窯業製品、パルプ、各種紙、同加工製品、飼料、肥料、ゴム、油脂、液化石油ガス、各種高圧ガス、日用雑貨品、公害防止関連諸施設及び機械の売買並びにこれ等の輸出入
 - (25) 有価証券の売買、保有、運用、投資に関する業務

2. 前号に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾
3. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋並びに所有、管理、保守及び運用
4. 金融業
5. 前各号に付帯関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、不動産賃貸事業及びソフトウェア開発・化学品専門商社・総合エンジニアリング業・その他事業を含む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の指導及び管理を行っております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2021年11月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000,000円	200株

【大株主】

2021年11月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
TCSホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号	200	100.00
計		200	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2021年11月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有 株式数 (株)
代表取締役		高山 芳之	1977年3月28日	2003年6月 東京コンピュータサービス株式会社(現:TCSホールディングス株式会社) 取締役 2008年6月 MUTOHホールディングス株式会社 取締役(現任) 2018年5月 東京コンピュータサービス株式会社 代表取締役社長(現任) TCSホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) 2018年6月 株式会社セコニックホールディングス(現対象者) 取締役(現任) ムトーアイテックス株式会社 取締役(現任) 2020年9月 TCSカンパニーズ株式会社 代表取締役(現任) 2021年9月 公開買付者 代表取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(株)
取締役		高橋 譲治	1959年 8月24日	1985年 4月 株式会社日本レーベン 入社 1998年 4月 株式会社日本レーベン 管理本部長 2010年 6月 ハイテクシステム株式会社 入社 2011年 6月 サイクロンシステムズ株式会社 取締役 2012年 6月 オープンシステムテクノロジー株式会社 取締役 2013年 6月 ハイテクシステム株式会社 取締役 管理本部長兼営業本部長 2014年 6月 オープンシステムテクノロジー株式会社 常務取締役 2014年11月 株式会社アイレックス 顧問 2014年12月 株式会社アイレックス 執行役員 2015年 6月 株式会社アイレックス 代表取締役社長兼営業本部長 オープンシステムテクノロジー株式会社 取締役 2016年 6月 TCSホールディングス株式会社 取締役(現任) アイレックスシステム株式会社 代表取締役社長 2017年 6月 株式会社アイレックスインダストリアルソリューションズ 代表取締役社長 2018年 6月 コンピュートロン株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年 6月 株式会社アイレックス 取締役会長 2020年 9月 TCSカンパニーズ株式会社 取締役(現任) 2021年 6月 株式会社アイレックス 取締役(現任) 2021年 9月 公開買付者 取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有 株式数 (株)
取締役		岡本 哲夫	1957年12月15日	1983年4月	エッソ石油株式会社 入社	
				1992年4月	エッソ石油株式会社 コントローラー本部管理会計ディビジョンマネージャー	
				1995年4月	エッソ石油株式会社 財務調査本部 資金管理ディビジョンマネージャー	
				1998年5月	エクソン コーポレーション(現:エクソン モービル コーポレーション)・エクソン カンパニー インターナショナル社 財務部(在ベルギー)	
				2002年1月	エクソンモービル有限会社 コントローラー本部 供給会計部長 東燃ゼネラル石油株式会社 供給会計部長(兼務)	
				2004年11月	デュボン株式会社 財務部 コントローラー	
				2009年9月	デュボン アジア太平洋地域リージョナル ビジネス コントローラー パフォーマンス ポリマー事業部(兼務)	
				2016年8月	TCSホールディングス株式会社 参事	
				2017年1月	TCSホールディングス株式会社 理財本部部長	
				2017年6月	コムシス株式会社 監査役(現任)	
				2020年3月	TCSホールディングス株式会社 理財部部長兼アライアンス事業推進部部長	
				2020年6月	TCSホールディングス株式会社 取締役(現任)	
				2020年9月	TCSカンパニーズ株式会社 取締役(現任)	
				2021年9月	公開買付者 取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
取締役		小林 裕輔	1964年2月17日	1986年4月	株式会社三和銀行(現：株式会社三菱UFJ銀行)入行	
				2010年10月	同行奈良支社支社長	
				2012年9月	同行池袋支社支社長	
				2015年6月	TCSホールディングス株式会社 関連企業管理本部 経営管理部 参事	
				2016年6月	MUTOHホールディングス株式会社 取締役(現任)	
				2018年6月	ムトーアイテックス株式会社 代表取締役社長(現任)	
				2020年2月	TCSホールディングス株式会社 社長室長(現任)	
				2020年6月	アンドール株式会社 取締役	
				2020年9月	TCSカンパニーズ株式会社 監査役(現任)	
				2021年9月	公開買付者 取締役(現任)	
監査役		矢野 一	1964年4月24日	1987年4月	安田火災海上保険(現損害保険ジャパン日本興亜)株式会社入社	
				2010年4月	損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス(現SOMPOヘルスサポート)株式会社 取締役	
				2015年4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 埼玉業務部 部長	
				2017年6月	TCSビジネスアソシエ株式会社 取締役	
				2018年6月	TCSビジネスアソシエ株式会社 常務取締役(現任)	
					エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 取締役	
				2019年4月	TCSホールディングス株式会社 経営管理部 部長	
				2019年6月	NCホールディングス株式会社 取締役(監査等委員)	
				2020年4月	TCSホールディングス株式会社 アライアンス事業推進部 部長(現任)	
				2021年9月	公開買付者 監査役(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は2021年9月16日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,481(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	6,481		
所有株券等の合計数	6,481		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6,481(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	6,481		
所有株券等の合計数	6,481		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2021年11月15日現在)

氏名又は名称	T C S ホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号
職業又は事業の内容	不動産賃貸、株式の所有及び管理
連絡先	連絡者 T C S ホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(2021年11月15日現在)

氏名又は名称	M U T O Hホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都世田谷区池尻三丁目 1 番 3 号
職業又は事業の内容	グループ会社の管理、グループ資産管理
連絡先	連絡者 T C S ホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付けの成立後に共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2021年11月15日現在)

氏名又は名称	高山 芳之
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役社長 T C S ホールディングス株式会社 代表取締役社長 T C S カンパニーズ株式会社 代表取締役 東京コンピュータサービス株式会社 代表取締役社長 M U T O Hホールディングス株式会社 取締役 株式会社セコニックホールディングス 取締役 ムトーアイテックス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 T C S ホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

(2021年11月15日現在)

氏名又は名称	高山 正大
住所又は所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	TCSホールディングス株式会社 取締役 TCSカンパニーズ株式会社 取締役 株式会社テクノ・セブン 取締役 アンドール株式会社 取締役 株式会社アイレックス 取締役 インターネットウェア株式会社 代表取締役社長 武藤工業株式会社 取締役 TCSビジネスアソシエ株式会社 代表取締役社長 NCシステムソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ハイテクシステム株式会社 代表取締役社長 東京コンピュータサービス株式会社 取締役 ユニシステム株式会社 取締役
連絡先	連絡者 TCSホールディングス株式会社 取締役 岡本 哲夫 連絡場所 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番14号 電話番号 03-3245-2411
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

TCSホールディングス株式会社

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,000(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3,000		
所有株券等の合計数	3,000		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

MUTOHホールディングス株式会社

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,300(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3,300		
所有株券等の合計数	3,300		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

高山 芳之

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	126(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	126		
所有株券等の合計数	126		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

高山 正大

(2021年11月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	55(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	55		
所有株券等の合計数	55		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2021年11月12日付で、対象者の筆頭株主でありその他の関係会社であるMUTOHホールディングスとの間で、本不応募合意株式330,000株(所有割合：19.77%)について本不応募契約を締結しております。なお、本不応募契約の内容については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との間の取引はございません。ただし、公開買付者の完全親会社であるT C Sホールディングス、T C Sホールディングスの完全子会社である北部通信工業株式会社、東京コンピュータサービス株式会社及びインターネットウェア株式会社と対象者との間の最近の3事業年度における取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。

T C Sホールディングスと対象者との取引

(単位：百万円)

決算年月	2019年3月期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年3月期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
対象者からT C Sホールディングスへの業務提携料の支払(注1)	8	8	7
対象者からT C Sホールディングスへの出向者給料等の支払(注2)			12
対象者からT C Sホールディングスへの出向者給料等の未払金(期末残高)			1

北部通信工業株式会社(注3)と対象者との取引

(単位：百万円)

決算年月	2019年3月期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年3月期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
対象者から北部通信工業株式会社への製品の販売	294	176	218
対象者から北部通信工業株式会社への製品の販売に関する売掛金(期末残高)	188	97	31
対象者による北部通信工業株式会社からの製品等の仕入		246	431
対象者による北部通信工業株式会社からの製品等の仕入に関する買掛金(期末残高)		26	69
対象者による北部通信工業株式会社への業務委託費用の支払		33	23
対象者による北部通信工業株式会社への業務委託費用の未払金(期末残高)		3	
対象者による北部通信工業株式会社からの製品の購入及び外注加工	272		
対象者による北部通信工業株式会社からの製品の購入及び外注加工に関する買掛金(期末残高)	26		
対象者から北部通信工業株式会社への原材料の有償支給	20	29	138
対象者から北部通信工業株式会社への原材料の有償支給に関する未収入金(期末残高)	2	2	68
対象者から北部通信工業株式会社への出向者給与等の支払(注3)	5		
対象者から北部通信工業株式会社への出向者給与等の未払金(期末残高)	0		
対象者による北部通信工業株式会社からの業務委託料の受取		14	10
対象者による北部通信工業株式会社への業務委託料に関する売掛金(期末残高)		1	0
対象者から北部通信工業株式会社への保守料の支払	87		

東京コンピュータサービス株式会社と対象者との取引

(単位：百万円)

決算年月	2019年3月期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年3月期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
対象者から東京コンピュータサービス株式会社へのソフトウェア技術者の人材派遣	23		
上記に関する売掛金(期末残高)	2		

インターネットウェア株式会社と対象者との取引

(単位：百万円)

決算年月	2019年3月期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	2020年3月期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2021年3月期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
対象者からインターネットウェア株式会社へのソフトウェア技術者の人材派遣	51		
上記に関する売掛金(期末残高)	4		

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、業務内容を勘案して両者協議のうえで決定しております。

(注2) 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費他相当額の支払いを行っております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定しております。

(注4) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注5) 上記の決算期は、便宜上、対象者の事業年度に基づいて記載しております。

(注6) 上記((注1)、(注2)、(注3)及び(注4)を含みます。)は対象者の第84期有価証券報告書(2019年6月28日提出)、第85期有価証券報告書(2020年6月26日提出)及び第86期有価証券報告書(2021年6月29日提出)を参照して作成しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2021年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	2021年 5月	2021年 6月	2021年 7月	2021年 8月	2021年 9月	2021年 10月	2021年 11月
最高株価	1,128	1,130	1,135	1,070	1,080	1,080	1,064
最低株価	1,077	1,086	1,056	1,019	1,009	1,007	1,023

(注) 2021年11月については、同年11月12日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第85期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第86期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月29日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第85期有価証券報告書の訂正報告書)を2020年11月20日に関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社セコニック

(東京都世田谷区池尻三丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2022年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2021年11月12日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2022年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者が2021年11月12日付で公表した「2022年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。